

熊本市上下水道局水道施設通信回線サービス調達契約書  
(長期継続契約) (単価契約) (案)

- 1 調達役務名 熊本市上下水道局水道施設通信回線サービス調達  
(長期継続契約) (単価契約)
- 
- 2 履行場所 熊本市中央区水前寺6丁目2番45号 ほか95箇所
- 
- 3 契約期間 自 契約締結日  
至 令和13年(2031年) 3月31日
- 4 契約金額 単価表とおり
- 5 調達役務内容 仕様書のとおり
- 6 契約保証金 ￥00,000- (又は免除)

上記調達役務について、発注者 熊本市と受注者 \_\_\_\_\_  
とは、各々の対等な立場における合意に基づいて次の条項によって契約を締結し、信義に  
従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の成立の証として、本書の電磁記録を作成し、発注者及び受注者が電子署名の  
うえ、各自その電磁記録を保管する。

令和8年(2026年)〇〇月〇〇日

発注者 熊本市中央区水前寺六丁目2番45号  
熊本市  
熊本市上下水道事業管理者 三島 健一

受注者 〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号  
株式会社 〇〇〇〇  
代表取締役 〇 〇 〇 〇

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この契約書(頭書を含む。以下同じ。)及び仕様書に基づき、この契約を履行しなければならない。
- 2 仕様書に明示されていないもの又は仕様書に交互符合しないものがあるときは、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、軽微なものについては、発注者が定めて受注者に指示するものとする。
- 3 受注者は、契約書記載の調達役務(以下「本サービス」という。)を契約書記載の契約期間にわたり適切に提供し、発注者は、当該サービスの提供に対し、単価表に基づく各回線の契約単価と接続実績の数量から算出される金額(以下「回線使用料」という。)を支払うものとする。
- 4 契約の履行に必要な一切の経費は、この契約の回線使用料に含まれるものとする。本サービスを提供するために通常必要となる回線の引込み、端末設備(ONU等)の設置、設定その他これらに付随する作業に要する費用についても、回線使用料に含まれるものとする。
- (定義)

- 第1条の2 この契約において「月額回線使用料単価」とは、単価表に定める各通信回線1回線当たりの1か月分の使用料をいう。
- 2 この契約において「月額回線使用料」とは、当該月において本サービスとして提供され、利用可能な状態にある各通信回線について、単価表に定める月額回線使用料単価に当該月の接続実績の数量を乗じて得た金額を合算した、月ごとの支払額をいう。
- 3 この契約において「回線使用料相当額」とは、各月額回線使用料単価に当該年度の回線接続予定数量を乗算して合算した、当該年度において発注者が受注者に対して支払う予定の回線使用料の額をいう。

(指示等及び協議の書面主義)

- 第2条 この契約書に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除(以下「指示等」という。)は、書面により行わなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。
- 3 発注者及び受注者は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。
- 4 前3項の指示等及び協議は、法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法(以下「電磁的方法」という。)を用いて行うことができる。ただし、指示等を行う方法については書面の交付に準ずるものでなければならない。

(契約の保証)

- 第3条 受注者は、この契約の締結と同時に、契約保証金を納付しなければならない。
- 2 受注者は、前項に規定する契約保証金の納付に代えて、次の各号のいずれかに掲げる担保措置をとることができる。
- (1) 契約保証金の納付に代わる国債の提供
- (2) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関の保証
- 3 受注者は、この契約の締結と同時に、この契約による債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結をしたときは、契約保証金の納付を免除する。この場合

において、受注者は、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

4 受注者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。

5 第1項、第2項及び第3項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第6項において「保証の額」という。）は、単年度換算の予定総支払額の10分の1以上としなければならない。

6 単価表または予定数量に変更があった場合には、保証の額が変更後の単年度換算の予定総支払額の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求ことができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

7 受注者が第1項及び第2項各号のいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第22条第2項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

8 前各項の規定は、熊本市契約事務取扱規則（昭和39年規則第7号）第22条第2項各号（第1号及び第2号を除く）の規定に基づき、発注者が契約保証金の全部の納付を免除した場合には適用しない。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第4条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

2 受注者は、本サービスの提供に関連して得られた情報、資料、設定情報等を、第三者に譲渡し、貸与し、又は担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（一括再委託等の禁止）

第4条の2 受注者は、本サービスの提供の全部又は主体部分を一括して第三者に再委託し、又は再委任してはならない。

2 受注者は、本サービスの提供の一部を第三者に再委託し、又は再委任しようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。この場合において受注者は、発注者から再委託先に関する情報の提供を求められた場合には、速やかにこれに応じるものとする。

3 受注者は、前項に基づき再委託を行った場合は、再委託先に対し、この契約に定める受注者の義務と同等の義務を遵守させるものとし、再委託先が当該義務に違反したときは、受注者はその一切の責任を負うものとする。

（秘密の保持）

第5条 受注者（前条の規定により再委託又は再委任を受けた者を含む。）は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らし、又は本サービスの提供の目的外に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（仕様書不適合の場合の補正義務）

第6条 受注者の本サービスの提供が仕様書に適合しない場合において、発注者がその補正を要求したときは、受注者は、これに従わなければならない。この場合において、受注者は、月額回線使用料の増額又は契約期間の延長を求めることができない。

（基本契約期間）

第7条 本サービスの提供において、各通信回線ごとに基本契約期間を定めることとし、当該基本契約期間は、それぞれの通信回線について、当該回線に係るサービスの提供を開始

した日から起算して1年間とする。

(仕様書等の変更)

第8条 発注者は、必要があると認めるときは、仕様書又は本サービスの提供に関する指示(以下この条において「仕様書等」という。)の変更内容を受注者に通知して、仕様書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは契約期間又は月額回線使用料を変更することができる。

(本サービスの提供の一時中止)

第9条 発注者は、必要があると認めるときは、本サービスの提供の一時中止の内容を受注者に通知して、当該提供の全部又は一部を一時中止させることができる。

2 発注者は、前項の規定により本サービスの提供を一時中止した場合において、必要があると認められるときは契約期間を変更する。

(契約期間の変更方法)

第10条 契約期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が調わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

(単価表の変更方法等)

第11条 単価表の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が調わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

(一般的損害)

第12条 本サービスの提供開始前に生じた損害は、受注者がその費用を負担する。ただし、発注者の責めに帰すべき事由による損害については、この限りでない。

2 受注者は、本サービスの提供について第三者に損害を及ぼしたときは、発注者の責めに帰すべき事由による場合のほか、その賠償の責めを負わなければならない。

(検査)

第13条 受注者は、次の各号に掲げる場合には、遅滞なくその旨を発注者に通知しなければならない。

(1) 通信回線の敷設が完了したとき。

(2) 本サービスの提供開始後、毎月の本サービスの提供が完了したとき。

2 受注者は、仕様書で定める開通時期の月初日から、本サービスを利用できる状態にしなければならない。

3 発注者は、第1項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に検査を行わなければならない。

4 受注者は、前項の検査の結果不合格となり補正を命じられたときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を本サービスの提供の完了とみなして前3項の規定を準用する。

5 第3項及び前項の検査に必要な費用並びに検査のため変質、変形、消耗又は毀損した物件に係る損失は、全て受注者の負担とする。ただし、特殊な検査に要するものはこの限りでない。

(本サービスの停止)

第14条 受注者は、本サービスが常時正常な状態で、十分に機能する状態を保つように保守、点検及び整備を行うものとし、本サービスが停止したときは、速やかに修繕し修復を行うものとする。

2 受注者は、本サービスの停止が長期間になる場合は、発注者の求めにより受注者の負担において、直ちに代替措置を講ずることとする。

3 前2項に関する費用は、受注者の責めに帰すべき事由による場合は受注者の負担とし、

発注者の責めに帰すべき事由による場合は発注者の負担とする。当事者のいずれの責めにも帰することのできない事由の場合は第20条の規定による。

(月額回線使用料の支払い)

第15条 受注者は、第13条第3項の検査に合格し、かつ、当該月において利用可能な状態にある通信回線の数量に応じ、月額回線使用料として、単価表に基づき第15条の2の規定により算定した金額の支払いを請求することができる。

2 発注者は、第1項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に月額回線使用料を支払わなければならない。

(回線使用料の計算)

第15条の2 回線使用料は、月額回線使用料として月額払いとし、単価表に定める月額回線使用料単価に、支払対象月において第13条第3項の検査に合格し、かつ、接続実績のある通信回線の数量を乗じた額をもって算定する。

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該回線の月額回線使用料を、利用日数に応じて日割計算するものとする。

(1) 暦月の初日以外の日に関線又は端末設備の提供を開始したとき。

(2) 暦月の初日以外の日に関約の解除又は端末設備の廃止があったとき。

(3) 暦月の初日に提供を開始し、同日に関約の解除又は端末設備の廃止があったとき。

(4) 暦月の初日以外の日に関サービスの回線速度変更等により月額回線使用料単価が増加又は減少したとき。この場合、増額又は減額後の月額回線使用料月額回線使用料単価は、その発生した日から適用する。

3 前項の日割計算は、当該月の暦日数により行う。

4 月額回線使用料その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

(SLAの返還料金)

第16条 受注者は、本サービスの提供状況が、仕様書に定める基準を下回る状態が発生した場合は、受注者はそれぞれの返還料金に基づき算出した金額の合計(以下「SLA料金」という。)を発注者に対して返還しなければならない。

2 受注者は、前項の規定によりSLA料金を返還するときは、次の各号のいずれかによるものとする。

(1) 月額回線使用料からSLA料金を控除して請求することによる返還。

(2) 発注者の請求により受注者がSLA料金を支払うことによる返還。

3 受注者は、前項第2号の規定による請求があったときは、その日から起算して30日以内にSLA料金を支払わなければならない。

(契約不適合責任)

第17条 発注者は、仕様書に定める回線の規格、性能、機能等に不適合、不完全その他契約内容に適合しないものがあるときは、法令又はこの契約で別に定めがある場合を除き、本サービスの提供期間中、受注者に対して、その瑕疵の補修を請求し、又は補修に代え若しくは補修とともに損害の賠償を請求(以下この条において「請求等」という。)することができる。

2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

3 発注者が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間(以下この項において「契約不適合責任期間」という。)の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求

等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

- 4 発注者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 5 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 6 発注者は、本サービスの提供開始の際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求をすることができない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

(履行遅滞の場合における損害金等)

- 第18条 受注者の責めに帰すべき事由により契約期間内に本サービスの提供を完了することができない場合、受注者は、遅延日数に応じ、支払期限を経過した月額回線使用料にこの契約の締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が定める率（以下「遅延利息の率」という。）を乗じて計算した額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 2 発注者の責めに帰すべき事由により、第15条第2項の規定による回線使用料支払いが遅れた場合において、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、遅延利息の率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。
  - 3 前2項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(損害賠償)

- 第19条 発注者又は受注者は、自己の責めに帰すべき事由により相手方に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。
- 2 受注者は、本サービスの提供開始後において、受注者の責めに帰すべき事由により本サービスの提供をしなかったときは、仕様書におけるサービス品質保証制度（以下「SLA」という。）に定める範囲において、その責めを負うものとする。
  - 3 第7条に定める基本契約期間内において対象回線の廃止、品目の変更その他の理由により月額回線使用料が減少した場合は、変更前の月額回線使用料から変更後の月額回線使用料を控除した額に基本契約期間の残余の期間を乗じて得た額（消費税相当額を含む。）を、発注者が負担することとし、受注者が指定する期日までに一括して支払わなければならない。

(不可抗力による損害)

- 第20条 発注者又は受注者は、予期することのできない自然災害等当事者のいずれの責めにも帰することのできない事由（以下「不可抗力」という。）によって履行の遅延その他の債務不履行が生じた場合であっても、善良な管理者としての注意をしたものと認められる場合には、その責任を負わない。この場合においては、その後の措置について双方協議するものとする。
- 2 受注者は、不可抗力により業務の履行に支障が生じたときは、速やかにその状況を委託者に報告したうえで、損害の発生又は拡大を防止するため必要な措置をとらなければならない。
  - 3 発注者は、不可抗力により受託者の業務の履行が困難であると認められるときは、この契約を解除することができる。

(発注者の解除権)

第21条 発注者は、受注者がこの契約のいずれかの条項に違反し、相当期間を定めて是正を求める催告後もその期間内にこれを是正しない場合は、受注者の責めに帰すべき事由の有無を問わず、この契約の全部又は一部を解除することができる。

2 発注者は、民法第542条に定めるもののほか、受注者に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、受注者の責めに帰すべき事由の有無を問わず、何らの催告なしに直ちにこの契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 仕様書に定める開通時期の月初日を過ぎても当該提供を開始せず、契約期間内に本サービスの提供が行われる見込みがないと認められるとき。

(2) 第4条の規定に違反し、この契約により生じる権利または義務を第三者に譲渡し、継承させ、又は担保の目的に供したとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

(4) 第25条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(5) 監督官庁から営業の取消、停止又はこれに類する処分を受けたとき。

(6) 差押、仮差押、仮処分、強制執行、担保権の実行としての競売、租税滞納処分その他これらに準じる手続が開始されたとき。

(7) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始又はこれらに類する倒産手続開始の申立てがなされたとき。

(8) 自ら振り出し、又は裏書した手形又は小切手の不渡り処分を受けたとき若しくは支払停止状態に至ったとき。

(9) 解散、合併、会社分割又は事業の全部若しくは重要な一部の譲渡の決議をしたことにより、この契約の履行が困難になると認められるとき。

(10) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者にこの契約により生じる権利又は義務を譲渡等したとき。

(11) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は本契約に基づく本サービスの提供に関し第三者との委託契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者を、法人格を有しない団体である場合には代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号及び第23条において同じ。)が暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

イ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等の行為をしていると認められるとき。

ウ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用する等の行為をしていると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者がアからオまでのいずれかに該当する者を下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(12) その他前各号に準ずる事由があるとき。

(契約が解除された場合等の違約金)

第22条 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、回線使用料相当額の10分の1に相当する額(その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 前条又は次条の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

3 前条の規定による契約の解除によって、受注者に損害が生じた場合において、受注者の責めに帰すべき事由がある場合は、発注者は、その損害を賠償する責めを負わない。

4 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金の金額を超える場合において、発注者がその超える部分について受注者に対し損害賠償を請求することを妨げない。

5 第1項の場合において、第3条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第1項の違約金に充当することができる。

(談合行為等に対する解除措置)

第23条 発注者は、第21条に定めるもののほか、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 受注者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条の排除措置命令を受け、かつ、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 受注者が、独占禁止法第7条の2第1項(同条第2項及び第8条の3において準用する場合を含む。)の規定により課徴金の納付を命じられ、かつ、当該課徴金納付命令が確定したとき。

(3) 受注者又はその役員等若しくはその使用人その他の従事者について、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項、第90条(第3号を除く。)若しくは第95条第1項(第2号及び第3号を除く。)の刑が確定したとき。

(その他の解除権)

第24条 発注者は、本サービスの提供が完了するまでの間は、第21条及び前条の規定に

よるほか、必要があるときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- 2 発注者は、前項の規定により契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害賠償額は、この契約の回線使用料相当額を上限とする。
- 3 前項に規定する損害賠償額及びその支払期限は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議の開始の日から14日以内に協議が調わない場合には、発注者が定め、受注者に通知するものとする。  
(受注者の解除権)

第25条 受注者は、次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、この契約を解除することができる。

- (1) 第8条の規定により仕様書を変更したため月額回線使用料が3分の2以上減少したとき。
  - (2) 第9条の規定により本サービスの提供の一時中止期間が契約期間の10分の5を超えたとき。
  - (3) 発注者がこの契約に違反し、その違反により本サービスの提供を行うことが不可能となったとき。
- 2 受注者は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その賠償を発注者に請求することができる。ただし、その損害賠償額は、この契約の回線使用料相当額を上限とする。

(解除の効果)

第26条 この契約が解除された場合には、第1条第3項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。

- 2 発注者は、前項の規定にかかわらず、この契約が解除された場合において、受注者が既に提供した本サービスの部分(以下「既提供部分」という。)が可分でありそれによって発注者が利益を受けると認めた場合には、既に提供された本サービスのうち、発注者が利益を受けたと認められる期間について、当該期間に対応する回線使用料(以下「既提供期間相当額」という。)を受注者に支払うことができる。
- 3 前項に規定する既提供期間相当額及びその支払期限は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議の開始の日から14日以内に協議が調わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 4 前2項の規定にかかわらず、第21条第2項第10号及び第11号に該当することによりこの契約が解除された場合は、発注者は、既提供期間相当額の支払いは行わないものとする。

(契約解除等に伴う措置)

第27条 受注者は、契約が解除された場合等において、履行場所等に受注者が所有する材料、工具その他の物件があるときは、受注者は遅滞なく当該物件を撤去(発注者に返還する貸与品については、発注者の指定する場所に搬出。以下この条において同じ。)するとともに、履行場所等を原状に復して発注者に明け渡さなければならない。

- 2 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は履行場所等の原状回復を行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、履行場所等の原状回復を行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は原状回復について異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は原状回復に要した費用を負担しなければならない。
- 3 受注者のとるべき措置の期限、方法等については、第21条又は第23条若しくは第2

4第1項の規定により契約が解除された場合等においては発注者が定め、第25条の規定により契約が解除されたときは、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(契約不適合責任期間等)

第28条 発注者は、引き渡された本サービスに関し、その不適合を知った時から1年以内でなければ契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除(以下この条において「請求等」という。)をすることができない。

2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害賠償額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

3 発注者が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間(以下この項において「契約不適合責任期間」という。)の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

4 発注者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

5 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

6 発注者は、本サービスの引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求を行うことができない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

(物件の返還)

第29条 発注者は、契約期間の終了又は契約の解除によって物件を受注者に返還する場合には、物件を原状に復して返還するものとする。ただし、発注者と受注者とが協議のうえ、現状のまま返還することができるものとする。

(事故報告)

第30条 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

(専属的管轄裁判所)

第31条 この契約に関する一切の紛争については、熊本地方裁判所又は熊本簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(予算の減額又は削除に伴う特約)

第31条の2 この契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3及び地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の17の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、発注者の歳出予算の当該金額について減額又は削除があったとき、発注者は、この契約を変更又は解除することができる。

2 受注者は、前項に伴う解除により損害が生じたときは、当該年度におけるこの契約の契約金相当額を上限としその損害について発注者に請求することができる。

(臨機の措置)

第32条 受注者は、契約の履行に当たって事件及び事故が発生したとき又は発生するおそれのあるときは、発注者の指示を受け、又は発注者、受注者間で協議のうえ臨機の措置をとらなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、受注者の判断によって臨機の措置をとらなければならない。

2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を遅滞なく発注者に通知しな

ければならない。

3 発注者は、事故防止その他本契約の適正な履行確保のため特に必要があるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4 受注者が、第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、回線使用料の範囲内に含めることが適当でないと認められる部分については、発注者と受注者とが協議して発注者がそれを負担するものとする。

(補則)

第33条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

(特記事項)

第34条 この契約の効力は、契約書記載の契約日から生ずるものとする。

単価表

| 項目 | 適用                                     | 単位<br>数量 | 単位   | 単価<br>指数 | 契約単価<br>(税込) | 予定見込数量(回線/月) |       |        |        |        | 合計    |
|----|--|----------|------|----------|--------------|--------------|-------|--------|--------|--------|-------|
|    |  |          |      |          |              | 令和8年度        | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 | 令和12年度 |       |
| 1  | 回線使用料 0.5Mbps<br>(回線終端装置使用料および回線工事費含む) | 1        | 回線/月 | 1.00     |              | 59           | 318   | 726    | 912    | 912    | 2,927 |
| 2  | 回線使用料 1Mbps<br>(回線終端装置使用料および回線工事費含む)   | 1        | 回線/月 | 1.25     |              | 3            | 15    | 258    | 492    | 492    | 1,260 |
| 3  | 回線使用料 2Mbps<br>(回線終端装置使用料および回線工事費含む)   | 1        | 回線/月 | 1.60     |              | 0            | 0     | 0      | 0      | 0      | 0     |
| 4  | 回線使用料 3Mbps<br>(回線終端装置使用料および回線工事費含む)   | 1        | 回線/月 | 1.63     |              | 0            | 0     | 0      | 0      | 0      | 0     |
| 5  | 回線使用料 4Mbps<br>(回線終端装置使用料および回線工事費含む)   | 1        | 回線/月 | 1.66     |              | 0            | 0     | 0      | 0      | 0      | 0     |
| 6  | 回線使用料 5Mbps<br>(回線終端装置使用料および回線工事費含む)   | 1        | 回線/月 | 1.67     |              | 0            | 0     | 0      | 0      | 0      | 0     |
| 7  | 回線使用料 10Mbps<br>(回線終端装置使用料および回線工事費含む)  | 1        | 回線/月 | 1.74     |              | 0            | 0     | 6      | 12     | 12     | 60    |
| 8  | 回線使用料 20Mbps<br>(回線終端装置使用料および回線工事費含む)  | 1        | 回線/月 | 2.68     |              | 0            | 0     | 0      | 0      | 0      | 0     |
| 9  | 回線使用料 30Mbps<br>(回線終端装置使用料および回線工事費含む)  | 1        | 回線/月 | 2.77     |              | 0            | 0     | 6      | 12     | 12     | 60    |
| 10 | 回線使用料 40Mbps<br>(回線終端装置使用料および回線工事費含む)  | 1        | 回線/月 | 2.87     |              | 0            | 0     | 0      | 0      | 0      | 0     |